

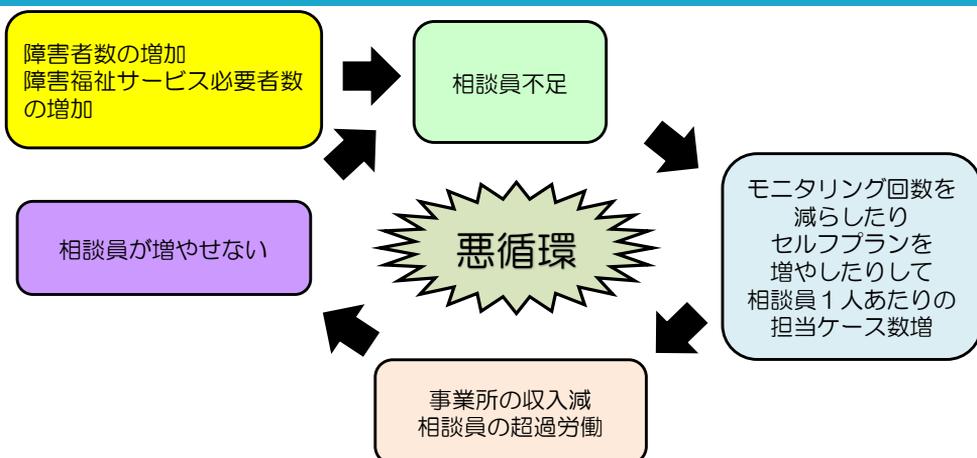
大津市指定特定相談支援事業所等 体制整備補助金について

大津市福祉子ども部障害福祉課
障害福祉係長 大浦 周子

大津市障害福祉課の大浦です。

大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金について説明させていただきます。

大津市の相談支援の現状



→適切な相談が関わっていないサービス利用がますます増えている
セルフプランの数：H31年3月末：815ケース→R2年3月末：914ケース

Otsu City

1

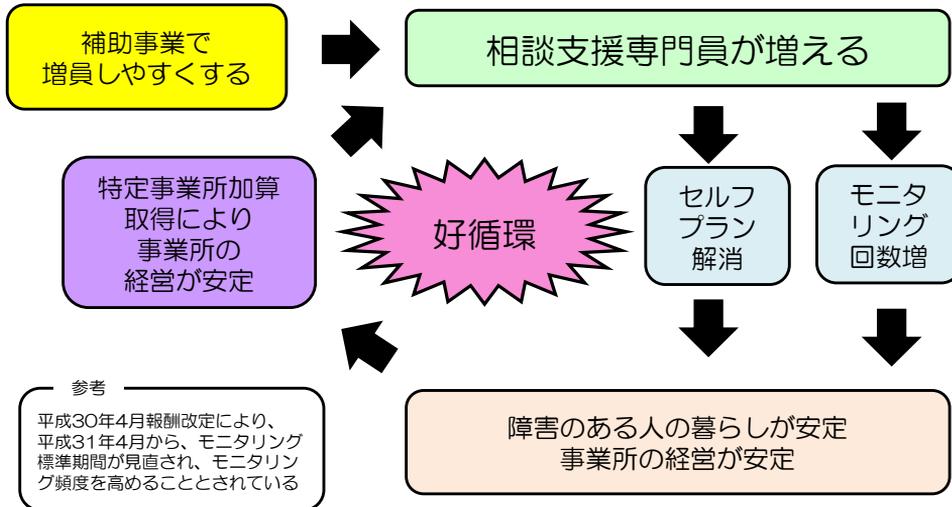
まず、大津市の相談支援の現状ですが、障害者数の増加、障害福祉サービスを必要とする人の増加により、相談員が不足しています。

相談員は断り切れず、モニタリングの回数を減らしたり、セルフプランに移行してその作成の手伝いのみ行うなどして支援しており、収入は減り、超過労働となっています。

事業所は人力的にも経済的にも余裕がなくなり、ますます相談員が増やせず、悪循環となっています。

適切な相談が関わらず、セルフプランの数は増大しています。平成31年3月末で815ケースだったものが、令和2年3月末には914ケースとなっており、危機的な状況です。

適切な相談支援のために 相談支援事業所への支援が必要



Otsu City

2

適切な相談支援提供には、とにかく相談支援専門員増員が必要です。相談支援専門員が増えれば、セルフプランも解消も見込めますが、同時に既存のケースのモニタリング回数を増やすことも目指せます。平成30年4月の報酬改定により、モニタリング標準期間が見直され、モニタリング頻度を高めることとされていますが、大津市の現状ではなかなかそこに取り組みしていません。セルフプランを解消し計画相談が関わること、既に関わっている計画相談がモニタリング回数を増やすことで信頼関係を構築でき、ケースが安定します。計画・モニタリングが増えることで、単純に事業所の収入が増えます。相談支援専門員が増えることで、特定事業所加算取得にもつながり、これも事業所収入増への道筋です。このことにより、事業所の経営が安定し、相談支援専門員をさらに増員する可能性が生まれます。もちろん、これらすべては、障害のある人の暮らしの安定につながることを目標にしており、相談支援専門員増員のための事業所支援を制度化します。

事業所の
相談支援専門員増員→特定事業所加算取得→安定経営 を支援し、
障害福祉サービス利用希望者に、適切な相談支援を提供できる体制を目指す

指定特定相談支援事業所体制整備補助金

【概要】

相談支援専門員を増員し、
セルフプランまたは新規利用希望者への計画相談支援を
積極的に行う事業所に補助金を交付する

事業所が相談支援専門員を増員し、特定事業所加算を取得し安定的な経営ができるよう支援する。そして、障害福祉サービス利用希望者に適切な相談支援を提供できる体制を目指すため、「相談支援事業所体制整備補助金」を制定します。相談支援専門員を増員し、セルフプランまたは新規利用希望者への計画相談支援を積極的に行う事業所に補助金を交付するものです。

補助対象者

以下のすべての要件を満たす法人

- ①大津市で36か月以上の障害福祉事業実績のある法人
- ②大津市で6か月以上の相談支援事業実績のある法人
- ③令和2年4月1日以後に
相談支援専門員を増員した法人



補助金の対象となる補助対象者は、
以下のすべての要件を満たす法人とします。

- ①大津市で36か月以上の障害福祉事業実績のある法人
- ②大津市で6か月以上の相談支援事業実績のある法人
- ③令和2年4月1日以後に相談支援専門員を増員した法人

補助金

- ①月ごとに算定
- ②セルフプラン又は新規ケース受付1件あたり3万円
上限：増員した相談支援専門員数（増加数）×15万円
※増加数の上限は5
※以下の月は対象外
 - (1) セルフプラン又は新規ケース受付が2件以下
 - (2) 増加数 ≤ 0
- ③四半期（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）ごとに請求
- ④複数年度に渡り、申請する場合は1事業所あたりの通算上限金額は合計900万円



補助金は、

月ごとに算定します。

セルフプラン又は新規ケース受付1件あたり3万円

増員した相談支援専門員数（増加数）×15万円を上限とします。

増加数の上限は5とします。

また、

(1)セルフプラン又は新規ケース受付が2件以下の月や

(2)増加数が0以下の月

は対象外とします。

③四半期ごとに請求し、支払います。

④1事業所あたりの上限金額は合計900万円とします。

③四半期（4～6月、7～9月、10～12月、

1～3月）ごとに請求

④複数年度に渡り申請する場合は、1事業所あたりの通算上限金額は合計900万円とします。

【参考資料】厚生労働省 特定事業所加算資料
(特定事業所加算Ⅳは令和3年3月末までのみ)



④ 特定事業所加算の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

○ 特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした加算の種類を追加し、加算取得率が低調なことを踏まえ、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した加算の種類を一定期間に限り設ける。

【現行】 特定事業所加算	300単位/月	➡	【見直し後】	
			(1) 特定事業所加算 (Ⅰ)	500単位/月
			(2) 特定事業所加算 (Ⅱ)	400単位/月
			(3) 特定事業所加算 (Ⅲ)	300単位/月
			(4) 特定事業所加算 (Ⅳ)	150単位/月

算定要件	I	II	III	IV
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が主任相談支援専門員であること。	○	-	-	-
(1)-② 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	○	-	-
(1)-③ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	○	-
(1)-④ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	-	○
(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。	○	○	○	○
(3) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	○	-
(4) 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員（現任研修修了者）の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(5) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(7) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること (※) 現行の特定事業所加算を算定していた事業所が特定事業所加算(Ⅲ)を算定する場合は3月31日までは要件を満たさなくても算定可	○	○	○	○

選定編第11-5

最後に、厚生労働省による特定事業所加算についての資料を参考にお示いたします。
説明は以上となります。
ありがとうございました。